

● 実例編 (点検商法トラブル)

check! 無料の点検から、不安をあおる点検商法にご注意!

無料で点検します



すぐ交換しないと危険です



給湯器、屋根、分電盤の点検など、手口は様々です。

! アドバイス

- たとえ無料でも、突然の電話や訪問による点検には、安易に応じないようにしましょう。
- 不安をあおられても、その場で契約せず、他の事業者にも見積りを取るなど、十分に検討しましょう。
- 契約してしまった場合でも、クーリング・オフできる場合があります。

困ったらすぐにお電話ください!

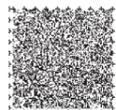
全国共通の電話番号
消費者ホットライン

い や や
188 泣き寝入り!

※お住まいの地域の消費生活センターや消費生活相談窓口につながります。
※ナビダイヤルです。通話料が発生します。(相談は無料)

令和8年2月発行

(発行)福岡県消費生活センター



「あれ、おかしいかも?」から始める

消費者トラブル防止術

【動画】基礎知識編 (契約の基本、見守り方)



【動画】実例編 (点検商法トラブル)



被害に遭わないために、
異変への**気づき**が大切です。

高齢者・障がい者の消費者トラブルを防ぐためには、

周りの方々の「見守り」も重要です!動画では、見守り方のポイントも含め、より分かりやすく紹介しているので、ぜひご覧ください。

※研修等に活用できる「長編動画」と日常で復習できる「短編動画」をそれぞれ掲載しています。

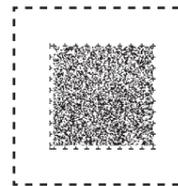


この動画を研修で活用された方へ

アンケートへご協力ください。

※数分で終わる簡単なアンケートです。

感想はこちらから



基本知識

契約は、口約束でも成立します！
契約を結ぶ前に、契約内容や条件等をよく確認しましょう！



check!

契約時のチェックポイント

基本的なこと

- 何をいくつ買うか、どのようなサービスを受けるか明確ですか？
- 代金はいくらですか？ほかに今後支払う費用はありませんか？
- 分割払いの場合、支払総額と支払回数・期間を把握していますか？
- 口頭での説明や約束事は、契約書に書いてありますか？
- 解約についての契約条項はありますか？
- 違約金や損害賠償などの条件を確認しましたか？
- 事業者の名称、住所、電話番号、代表者名を確認しましたか？

長期間にわたる契約の場合

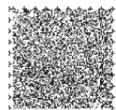
- 契約を最後まで無理なく続けられますか？
- 中途解約ができる契約ですか？
- 支払総額や契約期間などの内容を理解していますか？

お金を増やす目的(投資など)の契約の場合

- 利益や損失が出るしくみを理解していますか？
- 「絶対にもうかる」などと言われていませんか？

もう一度よく考えて！

- 本当に今、必要な商品・サービスですか？
- 家族や友人、消費生活センター等に相談しなくて大丈夫ですか？



クーリング・オフ

クーリング・オフとは、契約してしまっても、一定期間内であれば、消費者から一方的に契約を解除できる制度です。



check!

クーリング・オフできる取引と期間(特定商取引法関連)

	販売方法	クーリング・オフ期間
訪問販売	家庭訪問等の営業所以外でした契約、 キャッチセールス・アポイントメントセールス・SF商法	8日
電話勧誘販売	事業者の電話勧誘によって申込をした契約	8日
連鎖販売取引 (マルチ商法)	他の人を販売組織に加入させると利益が得られると誘って 商品等を購入させる契約(店舗での契約を含む。)	20日
特定継続的役務提供	契約金額が5万円を超え、かつ一定の期間を超える語学教室、エステ、 美容医療、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービスの契約 (店舗での契約を含む。)	8日
業務提供誘引販売取引 (内職・モニター商法)	提供される仕事で収入を得るためにした商品購入等の契約 (店舗での契約を含む。)	20日
訪問購入	店舗・営業所以外の場所で、事業者が消費者から買い取る契約(自動車、 家庭用電気機械器具、家具、書籍、有価証券、CD等を除く。) クーリング・オフ期間中は、事業者への物品の引渡しを拒むことができる。	8日

注意

- 1 クーリング・オフ期間の日数は、契約書を受領した日を含みます。
- 2 上記のほかにも、個別法に基づくもの、事業者が自主的に設けているものがあります。

クーリング・オフができない場合

- 1 通信販売や店舗での商品購入
- 2 事業者同士の取引
- 3 代金3,000円未満の現金取引
- 4 化粧品や健康食品など、消耗品として政令で定めるものを使用した場合の使用済み分

期間内に、ハガキやメールなどで通知しましょう ※クレジット契約をしている場合は、クレジット会社にも同時に通知します。

《ハガキの書き方》

【表】

郵便はがき

切手

簡易書留
又は
特定記録

福岡県福岡市〇〇区〇〇〇
〇〇〇
〇〇丁目〇〇

〇〇販売株式会社 御中

【裏】

契約解除通知

契約年月日 〇〇年〇月〇日

商品名 〇〇〇〇〇〇〇

契約金額 〇〇〇,〇〇〇円

販売会社 〇〇株式会社

担当 〇〇〇様

住所 〇〇市〇〇区〇〇丁目〇〇

氏名 〇〇〇

返金、商品を引き取ってください。

《電子メールの書き方》

新規メール作成

宛先 〇〇〇〇@〇〇〇〇.co.jp

件名 クーリング・オフ

〇〇株式会社 御中

次の契約を解除します

契約年月日 〇年〇月〇日

商品名 〇〇〇〇〇〇〇

契約金額 〇〇〇,〇〇〇円

販売会社 〇〇株式会社

担当 〇〇〇様

支払った代金〇〇〇円を速やかに返金、商品を引き取ってください。

〇年〇月〇日

住所 福岡市〇〇区〇〇丁目〇〇

氏名 〇〇〇

新規メール作成

宛先 〇〇〇〇@〇〇〇〇.co.jp

件名 クーリング・オフ

〇〇株式会社 御中

次の契約を解除します

契約年月日 〇年〇月〇日

商品名 〇〇〇〇〇〇〇

契約金額 〇〇〇,〇〇〇円

販売会社 〇〇株式会社

担当 〇〇〇様

クレジット会社 〇〇株式会社

〇年〇月〇日

住所 福岡市〇〇区〇〇丁目〇〇

氏名 〇〇〇

